＼働く仲間の笑顔のために／

田村まみ通信

mamitamura.com　　令和４年 特集号

第208回国会活動報告特集号

第208国会では合計28回の委員会質疑と本会議代表質問に立ちました。
その活動を報告致します。

①2/9 資源エネルギーに関する調査会
（原子力規制委員会活動報告）

原子力発電所運転員の育成・確保を求める！

長引く原子力発電の停止により、運転員をはじめとする技術人材の育成と確保が課題となっています。一部の電力会社では４割の方に原発の運転経験がなく、現在稼働している他社の原子力発電所や火力発電施設に出向させながら技能実習をしています。原発の再稼働やフェードアウトのいずれの方向に進むにせよ、こうした原子力人材は、事業者の責任のみならず規制庁・国の責任においてもしっかりと取り組むべきと質問をしました。

更田原子力規制委員会委員長からは、人材に関する課題については規制行政としても責任をもって注視していく旨の答弁がありました。

また、経済産業省からも第６次エネルギー基本計画のなかでも人材を含めた原子力産業全体のサプライチェーンについて提言をしており、予算事業のなかでしっかり取り組んでいく旨回答がありました。

一方で人材の課題については、国、規制庁、事業者全員の取り組みが不可欠との回答もありました。

②3/1 予算委員会
（令和４年度総予算３案 一般質疑）

トリガー条項の凍結解除、燃料高騰によるトラック運送業の価格転嫁対策強化を要求

ウクライナ情勢の悪化により原油価格がさらに上昇するなか、国民や事業者の負担が増しています。国民民主党としてトリガー条項の凍結解除を求めていますが、既に国が取り組んでいる石油元売りへの支援策の強化と合わせて、両方を同時に進めるべきではないかと経済産業大臣等に質問しました。

かさねて、燃料高騰の価格転嫁がトラック運送業をはじめ出来ていない実態から、対策の強化について尋ねました。

現状、国交省が定める「標準的な運賃」に比べ現場の「実勢価格」は低い状況です。荷主の優越的地位による商慣習から、国の取り組みではまだまだ不十分であることを国交大臣に質しました。

最後に、総理が所信表明演説などで述べた、「下請けGメンの倍増」といった公正取引の適正化に向けた取り組みについて、真に実効性のある施策となるよう、取り組み体制のあり方などについて山際担当大臣に質問をしました。

③3/8 予算委員会
（令和４年度予算案 公聴会）

コロナ感染症対策の業種別ガイドラインの必要性について識者に問う！

小売り・流通や飲食業ではこの２年間のコロナ禍で、休業を迫られたり逆に感染対策を講じながら営業を継続することを求められるなど、政府方針に大きく振りまわれています。

そこで、昨年５月に政府が業種別のガイドラインの策定を求めましたが、事業者や産業自身の責任において取り組むことの限界から、今後このガイドラインをどのようにすべきか伺いました。

また、医療機関のカスタマーハラスメントについて、開業医の参考人に対して今回のコロナ禍でどのような状況であったか尋ねました。

有識者からは、ガイドラインで様々な線引きをするにあたりエビデンスの重要性とともにオミクロン株に対応した見直しについても言及がありました。医療機関のカスタマーハラスメントについては、診療者が暴言や唾を吐きかける、感染者の脱走や、暴力によってクリニックの業務そのものが回らなくなる事態に陥ったケースもあるなど説明をいただきました。

④3/11 消費者問題に関する特別委員会
（一般質疑）

公益通報者保護法・価格転嫁円滑化パッケージの実行性確保を！

６月から改正法が施行されますが、従業員300人超の事業者に通報者保護の体制整備が義務付けられる一方、300人以下は努力義務にとどまります。しかし現場で働く方からは「人数が少ないと通報者が特定されやすく、中小企業こそ体制整備を進めてほしい」という切実な声が上がっており、消費者庁の後押しを求めました。

若宮大臣は課題として認識しており、中小企業団体等とも積極的に連携しながら、説明会やハンドブック改定を行うなど周知活動を加速していくと答えました。

政府は転嫁円滑化施策パッケージを打ち出していますが、肝心の消費者に受け入れてもらえないことには、容易に転嫁は進められません。

消費者庁は景品表示法の周知に取り組むとのことですが、生産から手元に届くまでのバリューチェーンや、そこで働く人々の生活にも目を向けた購買行動を促し、転嫁しやすい環境を整えていく役割を担うべきと提案しました。若宮大臣は、目の前の安さ便利さだけでなく、商品の背景やストーリー、社会への影響にも配慮した消費行動を促すことが重要であり、エシカル消費の推進に取り組んでいくと答弁しました。

⑤3/11 予算委員会
（令和４年度総予算３案 一般質疑）

川合議員と共に、カスハラ法案の制定を政府に強く求める！

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が先月25日に完成しました。事業者に雇用管理上の措置を求める内容が入っていますので、昨年から早期の取りまとめを求めていましたが、残念ながら22春闘に間に合うタイミングにはなりませんでした。厚労省からはタイミング逸し、とりくみが遅れたことについてお詫びの答弁がありました。

また、令和４年度の政府のカスハラ対策事業として、マニュアルの策定に合わせて周知用のポスターを作製しています。しかしながら、ポスターのデザインが国会で質してきたカスハラの実態とは離れたイラストであったことから修正を求めました。

川合議員からは、こうした事業者側の取り組みだけではハラスメントをしているカスタマーそのものの行動変容を促すことに限度があることから、UAゼンセンの重点政策として掲げているカスハラ対策の法制化を厚生労働大臣に求めました。

さらに、スーパーなどの従業員が、就業中に無断で動画や写真を撮られSNS上にアップされるといったカスハラ事案について、通信・情報産業を主管する総務省と、プライバシー権など人権擁護を担当する法務省に対し、是正の取り組みについて質問をしました。

現状の法令では、被害者個人しか投稿の削除申請ができず、会社側が社員を守ることもままなりません。

２大臣に対しては、プロバイダ事業者に対し、さらなる取り組みの強化を強く求めました。

⑥3/15 消費者問題に関する特別委員会
（令和４年度総予算の委嘱審査）

消費生活センター相談員へのカスハラについて、対応マニュアルの運用について確認

孤独・孤立に起因する消費者被害は支援の手が届きにくい状況にあります。被害回復のための団体訴訟制度がありますが、そもそも孤独･孤立した消費者をどのように見つけてアプローチしていくつもりなのか質問しました。消費者庁は、外出しづらい方に配慮してオンラインシンポジウムや相談会を開き、適格消費者団体等の民間団体と連携して周知を図ると答弁。予算も限られる中で消費者庁単独の取り組みでは自ずと限界があることは明らかです。

続いて、消費者行政の官民連携先進的モデル事業について質問。モデル事業の開発と水平展開への取り組みを伺いました。消費者庁は、コロナ禍で消費生活センター等に無理な要求を繰り返すといった対応困難者からの相談が増加したことを受けて、全国消費生活相談員協会が対応マニュアルを作成して名古屋市センターで実証、全国のセンターに展開した事例について紹介がありました。

さらに、消費者行政と高齢者福祉との連携について質問。地域の社会福祉協議会と移動スーパーが一緒になって「商福連携」に取り組んでいる事例があります。高齢者の買い物支援、障害者の社会参画、孤独・孤立した市民の困りごと相談という課題の一挙解決を図るねらいで、昨年７月にスタートしました。

ただ、福祉領域に営利企業が参入することそのものに高い壁があり、消費者行政との合わせ技で消費者庁の後押しを求めました。

若宮大臣は、消費者被害を効果的に防止するには現場で訪問や声かけをする福祉関係者、移動スーパーも含めた民間事業者、消費者行政が三位一体となって連携することが有効であり、好事例の水平展開、地方消費者行政強化支援交付金を通じた自治体支援など、様々な政策ツールを使って取り組んでいくと答弁しました。

孤独・孤立対策は官民問わず国を挙げて一丸となって取り組むべき課題です。消費者庁には、まずは上記を含めた地域の好事例にしっかりアンテナを立てて取り組むよう求めました。

⑦3/16 厚生労働委員会
（令和４年度総予算の委嘱審査）

コロナ禍による医薬品卸の供給調整にともなう負担増について改善を促す！

コロナ禍によるサプライチェーンの混乱や、一部の製造工程違反によって医薬品の供給不足がおこっています。

これにより、医薬品卸は出荷調整を行う必要があり大きな負担となっています。厚生労働省に対しては、まずは負担増の実情をしっかり把握すべきではないか、また、追加的な負担に対してはそもそも薄利である医薬品卸産業が安定供給に努められるよう財政支援をすべきではないかと訴えました。

さらに、厚労省はこうした現状を踏まえメーカー間の供給状況を一元把握するシステム構築に向けて概算要求をしていましたが、財務省との折衝の過程で落ちてしまったことから、供給情報管理の必要性を真に考えているのか、予算事業でなくとも産業と連携しシステム構築すべきではないかとも訴えました。

厚生労働大臣かはら、需給情勢業務に伴う負担については把握しており、何等かの法制措置を検討したい向きの回答がありました。

⑧3/18 予算委員会
（令和４年度総予算３案 一般質疑）

流通･小売り業にフォーカスしたDX税制の拡充を求める！

昨年８月に施行された改正産業競争力強化法にもとづき、カーボンニュートラル税制、DX税制優遇を受けるための事業適応計画の受付が行われています。現状、カーボンニュートラルの計画認定が大規模製造業に偏っていることについて説明を求めました。

萩生田経済産業大臣は、「業種・規模問わず幅広い企業への支援を想定しているが、経済産業省の宣伝の仕方が下手であったので改善していきたい。スーパーの屋上への太陽光パネル設置や冷蔵ケース入替等への投資も対象となり、認定事例も出てきている。中小企業含めて幅広く活用頂けるよう、活用事例の周知等を通じて支援していきたい」と答弁しました。

続いて、今後のDX推進施策について質問。萩生田大臣からは、企業のDXを強力に推進していくことが重要で、税制の他にもDX銘柄や取り組みの手引き策定、今月末の教育コンテンツのポータルサイト立上げなど、今後も様々な施策を組み合わせて企業取り組みを後押ししていくとの答弁がありました。

DX税制については、幅広い業界で説明会を行ったことは前向きに受け止めるものの、グループ企業で一括申請という要件が活用を妨げているとして、見直しを求めました。

先輩議員のお手伝いも大事なお仕事です！（予算委員会のパネル持ち）

3/2 川合孝典先生

3/14 舟山康江先生

5/31 伊藤孝恵先生

⑨3/18 参議院本会議

雇用保険法の一部を改正する法律案に関し国民民主党・新緑風会会派を代表して登壇！

コロナ禍で雇用維持が一時的に困難となった事業者に対し、産業雇用安定助成金を活用した在籍型出向を促していますが、当初想定よりも利用者数が低いことから積極的な活用を政府に促しました。

本改正案では、コロナ禍に失業保険の拠出が大幅に増えたことや雇用安定助成金を活用する事業が増えたことに起因して、雇用保険財源が大幅に枯渇したことから、保険料率の見直しが含まれています。

雇用保険料は労使折半の他、国庫から税金も投入されていますが、今回の改正案では国庫負担割合の変更はないまま、私たちの保険料のみ一部引き上げられることから、法案提出前の労働政策審議会での決定の在り方そのものを問題視し追及をしました。

また、雇用保険二事業による訓練についても、その内容に実行性をもたせるべく指摘をしました。現状では、地域のニーズは産業にニーズをしっかりと把握できていなことや、各都道府県では必要な訓練サービスを提供できないケースもあり、国の職業訓練実施計画を基にした取り組みでは各訓練コースが現実的なものにはならないと質しました。

大臣からは、在籍型出向についてはさらに周知に努めると述べる一方、雇用保険財源の在り方については、あくまでも決定過程に瑕疵はないとの通り一辺倒の答弁でした。また、各地域の職業訓練実施計画についても実態把握に努めると述べました。

⑩3/25 厚生労働委員会
（雇用保険法等の一部を改正する法律案 参考人質疑）

連合と共に改正法案の課題点を提起！

今回の改正案では、雇用保険財政の国庫負担引下げが唐突に出てきた感が否めません。見直しプロセスに対する見解について、参考人の連合の村上陽子副事務局長にお伺いしました。

村上副事務局長からは、雇用・労働政策は職場の実態を熟知した労使で知恵を出し合い結論を出すことが不可欠で連合は働く者の代表としてセーフティーネットを守るため国庫負担の本則復帰を求めてきたこと、本則そのものを引き下げる提案が急遽なされたことについては大変問題だと受け止めているとの厳しいご指摘がありました。

合わせて、地域訓練協議会の法定化による活性化について村上副事務局長からは、法定化にあたってデジタルやグリーンなどの求められるスキルをより細かく設定してイメージを示すこと、法定化で守秘義務がかかるが、秘密の部分と公表部分を区別して、積極的に情報公開して他地域に好事例展開していくことが重要とのお考えを伺いました。

長引くコロナ禍による雇調金頼みからの脱却に向けて、以前から主張してきた在籍型出向の活用強化と本人の希望があれば転籍を許容する仕組みづくりについて、日本総研の山田久・副理事長にご所見を伺いました。

山田副理事長からは、時代変化で在籍型出向の新しい役割が出てきているとし、現場の状況を見ながら一定の要件のもとで移っていくことは十分に合理性があることから、検討を進めていくことが望ましいとのご回答を頂きました。

⑪3/29 厚生労働委員会
（雇用保険法等の一部を改正する法律案）

雇用保険料率見直しの決定プロセスを問題視！

今回の法改正は保険料率の引き上げを含む内容となっており、コロナ禍で逼迫した雇用保険財源について、国からの財政支出を本来あるべき姿に戻せと主張をしてきました。

また、雇用保険制度は政労使合意の労政審で決定すべき内容ですが、政府支出に関して厚労大臣と財務大臣が先に料率等を決定してしまったため、決定のプロセスそのものが問題であると質しました。

コロナ禍の雇用対策として、「産業雇用安定助成金」を活用した在籍型出向に関して、当初の予測よりも利用が進んでいない点についても質問をしました。「雇用調整助成金」の特例日額水準よりも助成額が低いことから政策誘導が進んでいないと指摘をし、助成額を拡充すべきと主張しました。

この他、職業訓練協議会の在り方について、政府の様々な労働移動対策で設置される協議会との重複や、地域での業務実態としてニーズの把握や将来を見すえた訓練メニューの開発ができていない点を指摘しました。

この点については、法改正事項にはなりませんでしたので、付帯決議というかたちで今後の制度運営にあたって政府が留意すべき事項に盛り込みました。

⑫4/4 決算委員会
（令和二年度決算外二件 省庁別審査①）

飲食店の感染対策、第三者認証制度の実行性確保を要求！

３月21日に新型コロナ対策のまん延防止等重点措置が解除されましたが、いまだに一部地域では飲食店等への人数制限や酒類提供制限が続いています。かねてから求め、ようやく動き出した第三者認証制度も事業者、利用者ともに浸透しているとは言えません。いつまで飲食店への制限を続けるのか、今後の対策を質しました。

山際大臣からは、足元でリバウンドの兆候も見られる中、第三者認証制度は感染対策と経済の両立のために重要な制度であること、認証店とそれ以外で差つけるなどもう少しわかりやすい制度としていきたいとの答弁、実効性のある制度となるよう求めていきます。

続いて研究開発について、国産コロナワクチンの開発や生産ができなかった教訓から、政府の「ワクチン開発･生産体制強化戦略」に基づいて、日本医療研究開発機構（AMED）の中に、先進的研究開発戦略センター（SCARDA）が設立されました。

しかしながら、新規モダリティ開発の公募についいて、果たしてAMEDとしてきちんとした採択ができるのか、その目利き力と、そもそも国内製薬メーカーがワクチン開発をしてこなかった背景から、実際の公募に応じるプロジェクトが国内研究機関にあるのか、疑念を呈しました。

小林大臣からは、新事業で鋭意努める旨の回答はありましたが、実際の今後の感染症有事の際に、国産ワクチンが即座に開発できるよう、国やAMEDの取り組みを今後も注視していきます。

⑬4/5 農林水産委員会
（一般質疑）

農林水産委員会で初めての質疑！

昨年実施された国民の食生活向上に向けた農水省の組織再編について尋ねました。

農水省は、昨年７月に新事業・食品産業部を創設。「豊かな食生活の実現」をビジョンに掲げ、食品産業に向き合い「需要に応じた生産」を目指しています。まさに、消費者の需要をつかみ、創り出していくことはスーパーマーケットをはじめ小売業の強みです。

金子大臣に農水省と食品小売業の一層の連携強化について見解を質しました。

金子大臣は、食料販売の約３割を占めるスーパーは影響力を持ち、食品供給に重要な役割を果たしているとし、例えば店頭での牛乳消費を呼びかけるコマーシャル放映、パンフレット配布等に取り組んでいること、昨年12月に新たに「持続可能な食糧生産・消費のための官民円卓会議」を設置、一層連携を強化していくと答弁しました。

続いて、食事手当の非課税限度額について質問。現行制度では、企業が従業員に福利厚生として支給する「食事手当」については、毎月3,500円まで非課税とすることが認められていますが、この金額は昭和59年から38年間変わっていません。外食産業への継続的な支援とコメ等の消費拡大のため、非課税限度額の引き上げを提案、農水大臣として財務省に要望すべきと求めました。

金子大臣からは、現行制度の考え方を踏まえつつ外食産業の声をよく聞いて決めたい、私も「上げていいのでは」と聞いてみたがあまり要望がないということなので、農水省に要望を上げて頂ければ私から財務省に要望する、と力強いお言葉を頂きました。

⑭4/7 農林水産委員会
（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部を改正する法律案）

法改正を通じた、加工食品・食品産業の振興を求める！

農産品に限らず食品産業の振興にも改正法案が資するかを中心に問いました。例えば、加工食品の中には材料を輸入の製品もあるため、必ずしも国内生産者の収益に繋がっていないとの指摘があります。実際には材料の７割程度は国産の農林水産物が使われていますので、農水省として加工食品・食品産業の振興にも努めるのか姿勢を質しました。金子大臣からは食品産業も重要であり各種支援策を通じて輸出促進にしっかりと取り組むと回答を得ました。

その上で、東京オリパラ大会では日本食のPRを通じて輸出を促進する施策が農水省でとられていましたが、コロナ感染症の拡大で生憎の縮小開催となったため、調達コードを満たすためにGAPなどの認証の取得が生産者の中で実際に進んだのか、また、大会後の輸出拡大につながったかを問いました。

また、水産品では水産エコラベルが調達基準となっていましたが、生産者に対する取得意欲や、飲食・流通小売り事業者への認知、さらに消費者への価格意識について実態を尋ねました。農産品については一定の進捗があったものの、水産品エコラベルについては生産者から消費者まで取得や認識が進んでいないことが答弁で明らかになりました。

⑮4/12 厚生労働委員会
（一般質疑）

女性支援新法の実効性確保と効果検証について質問！

国民民主党議員も参加する超党派の議員連盟で取りまとめた「困難女性支援法案」について質問。この法案は、生活に困難を抱える女性を保護する「婦人保護事業」が更生を目的とする「売春防止法」の枠組みで行われているという、実態と制度との乖離を解消していこうとするもので、法施行後の実効性確保と効果検証について尋ねました。

厚生労働省からは、現行設置されている婦人相談員が新法でも中核的な役割を担うことと、ハローワークや民間団体との連携強化を図ることなどを答弁。後藤厚生労働大臣からは、効果検証について、多様なニーズに応じた適切な支援が提供できるよう体制整備を図ること、法律の趣旨目的に照らして効果的に運用されているか、現場の意見を丁寧に伺っていくとの答弁がありました。

現状は婦人相談員の85%が非常勤職員ですが、長期的な伴走支援をしていくために、相談員の処遇改善、雇用形態の見直しを進めていくことを提案しました。広く助けを必要としている人への支援につながるよう、よくチェックしていきます。

⑯4/20 資源エネルギーに関する調査会
（原子力等エネルギー・資源に関する調査「資源エネルギーの安定供給」）

電力需給ひっ迫警報発令時の具体的な産業の取り組みを確認！

３月22日に初めて発令された「電力需給ひっ迫警報」について、震災時の節電の取り組みは経験則として残っているものの、実際に国として具体的な指示や事業者が取り組む内容をまとめたガイドラインのようなものはありません。

また、地震、津波、洪水（浸水）などは、自治体や事業者に対してBCPをはじめ計画の策定を法律や政省令で定めていますし、防災訓練のようにかたちで義務となっているものもあります。

ウクライナ情勢もあり、今夏や来冬も電力需要を取り巻く環境に大きな変化が見通せないなか、次の電力需給ひっ迫警報が発令された際に、国としての指針が準備されていないと拙いのではないか指摘をしました。

経産省としては、需要家への努力の前にしっかりと供給確保に努めるとの回答でした。

また、工場などから排出されるCO2を直接海中などに注入して大気に放出させないCCSという技術について質問をしました。カーボンニュートラルの技術開発には多額の費用が掛かりますが、この先の産業や雇用の維持のためには取り組まなければなりません。こうした中で、日本が実際には多くの削減の取り組みをしているのも、国際的にも国内的にも評価がされていない、認知をされていないため、削減量（トン数）に着目をした評価の枠組みを構築すべきと質しました。

経済産業省としては、実数について広報やアピールにしっかり取り組むと回答しました。

⑰4/21 厚生労働委員会
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

在宅、訪問介護従事者に対するコロナ感染症対策の充実を要求！

革新的な医薬品の薬価を後発品が上市されるまで維持する「新薬創出加算」について、「加算」という名称がついていますが、後発品が出るまでの薬価維持分をそのまま返還する制度のため真の創薬支援ではないと質しました。

厚生労働大臣からは、実勢価改定とイノベーションを評価したかたちでの薬価維持策については、現行の新薬創出加算の要件等の議論にとどまらず制度の構築に向けて検討していくと前向きな答弁が得られました。

また、介護サービスの現場では今日も感染対策に苦慮をしています。国も介護施設はひとたびクラスター発生すると重症患者が多数出てしまうことから、重点的な対策を講じており、例えばPCR検査キット、抗原検査キット等の購入費用を補助しています。

しかしながら、こうしたかかり増し費用について、在宅訪問型といった介護サービスの事業者は対象になっていなことから拡充すべきと述べました。

加えて、国として支援制度の対象を拡充できないのであれば、コロナ禍に対応した支援に幅広く使える「地方創生臨時交付金」の活用を周知すべきではないか、実際に宮崎県の事例を紹介しながら質問をしました。

厚生労働省からは費用補助はあくまで行政検査の枠の外で施設内での感染拡大を防ぐ目的としてのかかり増し費用という位置づけから拡充の予定はないものの、臨時交付金の活用については、既に厚労省としても衆知に努めているところ、よりいっそう取り組むと回答がありました。

さらに、オミクロン株が蔓延していた２月ごろは検査キットの確保そのものが困難な状況でした。この先の新たな変異株や波を想定すると国産の検査キットの増産が重要です。当時は、２割が国産、８割が輸入という状況でしたので現状を尋ねました。今は感染の波が収まっているため全体として輸入が減っていることから国産の割合が増えていますが、国としてより増産体制がとれるよう指摘をしました。

⑲5/10 厚生労働委員会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（参考人質疑）

緊急承認制度の適用範囲と承認の責任所在について有識者に示唆を伺う

緊急承認制度の創設にあたり、患者団体や薬剤師といったそれぞれの立場から見識を伺いました。花井十伍参考人には薬害被害者の立場から、緊急承認の対象となる薬剤について、改正法では具体的な定めを政令ですることから、参考とした米国のようにインフルエンザ特措法と併記すべきではないかと尋ねました。

参考人からは、いずれの法律で読み込んでも現状では主務大臣が厚労大臣としかならないことから、緊急性という事案を鑑み、私見として首相による閣議決定の上で厚労大臣が決定するべきとの示唆をいただきました。

また、学識である隈本邦彦参考人に対し、市販後調査の在り方についてメーカーの役割がどうあるべきか伺いしました。

参考人からは、企業人が副作用・副反応情報を一生懸命集めた結果、自社の薬が売れなくなるという結果を招く矛盾から、むしろ国・自治体が公正なルールの中で製薬企業が競争できるような仕組みをつくるべきと回答をいただきました。

⑳5/11 消費者問題に関する特別委員会

（一般質疑）

カスタマーハラスメント対策、消費者教育推進基本方針への反映を！

消費生活センターの相談現場でもカスハラが発生しています。消費者庁は令和２年度に『消費生活相談における相談対応困難者への対応マニュアル』を作成、自治体を通じ普及啓発に取り組んできました。

令和３年度に厚生労働省、消費者庁、警察庁等で作成した『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』では、消費者庁は普及啓発にどのような役割を果たすのかを質問しました。

消費者庁は、同時作成した『STOP!カスタマーハラスメント』のポスター・リーフレットをWEBやSNS、自治体メルマガで周知したこと、関係省庁と連携してより多くの方に届くよう引き続き取り組んでいくと答弁しました。

こうした従業員や相談員を守るための取り組みは重要ですが、根本的な解決には消費者の側へのアプローチも欠かせません。

手始めに、コロナ禍で消費者庁が作成した『消費者が意見を伝える際のポイント』啓発資料を広く消費者教育に活用すべく、消費者教育ポータルサイトに掲載することを提案しました。

続けて、消費者教育推進法や基本方針にカスハラ対策を盛り込むことを提案しました。消費者庁からは、消費者教育には消費者が騙されないようにするだけでなく、主体的に消費者市民社会形成に貢献できるようにする二つの側面があること、消費者が苦情を適切に伝え、商品・サービス改善を促していくことは消費者教育の中で扱うべきものであることから、ポータルサイトへの掲載を考えていくとの回答を得ました。

若宮大臣は、田村委員の実体験に基づく見識深い意見と受け止め、消費者教育推進基本方針に、消費者が意見を適切に伝えるという観点を盛り込むことを検討していくと答弁しました。

㉑5/12 厚生労働委員会
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

コロナ治療薬を念頭に新薬の緊急承認制度の有効性確認を注視！

緊急承認される薬の安全性や有効性については多くの質問が出されましたが、私からは、そもそもの緊急時とは、そしてその緊急時に適用される医薬品の対象範囲について、誰が決定の責任権者となるのかを質しました。

薬機法の主務官庁は厚労省であり、医薬品の審査容認の責任は厚労大臣がとなっているものの、パンデミックのような状況の判断は総理がすべきと考えを述べました。大臣からは、閣議決定により内閣全体で責任を負うものの、主務大臣として責任を持つ旨答弁がありました。

また、緊急承認制度そのものは新たに出来ますが、国産コロナワクチンが出てこなかったように、国内の製薬産業の状況では、次の感染症有事の際に新薬が出てこないのではないか。そうならないよう、薬価制度を中心に創薬支援をすべきではないかと質問をしました。

皆保険の持続性は考えていかなければならないが、どうやって創薬エコシステムを作るかしっかり考えていきたい旨、大臣から答弁がありました。

新型コロナ感染症のまん延も収束はしていません。画期的な治療薬の登場も待ち望まれているなか、本法律の成立後も政令やガイドラインのとりまとめや、実際の運用において有効性、安全性確認がしっかりなされるよう注視をしていくとともに、製薬産業の支援についても引き続き主張していきたいと思います。

㉒5/13 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法等の一部を改正する法律案）

脱法的な勧誘による消費者被害防止へ具体策を提案！

消費者契約法では、事業者が一定の行為により消費者を誤認させたり、困惑させたりして結ばれた契約について、消費者に取消権を定めています。ただ、行為類型の規定が具体的すぎるために、抜け道・脱泡的な行為による消費者被害が後を絶たないのが現状です。

こうした被害を防ぐために、改正案では、勧誘の際に消費者が家族や友人等に電話等で相談しようとしたときに、それを妨害する行為類型を追加しています。その相談方法については法案成立後に内閣府令で定めるとされていますが、具体的にどう定めるつもりか、むしろ定めないほうが広く救済できるのではないかということを質問・提案しました。

消費者庁は、電話の他にメールやSNSなど網羅的に規定していくこと、定めないことは難しいが、ご指摘を踏まえてモレのないようにしっかりと書き込んでいく、と答弁しました。

次に、改正案には勧誘の際に事業者が知ることのできた消費者の事情、年齢や心身の状態を考慮して、必要な情報を提供することが盛り込まれています。ここでいう「事業者が知ることのできた」をどう判断するのか、ここはより明確にすべきではないかと質問しました。

消費者庁は、例えば対面ならおよそ年齢を知ることができたというように、諸般の事情を考慮して判断すること、消費者事業者双方にとってわかりやすいほうが良いので、逐条解説その他どのようなことができるか検討するとの答弁。

最後に若宮大臣は、委員の指摘を踏まえ、骨太の方針の議論の中でしっかりと検討していくと答えました。

㉓5/17 厚生労働委員会
（一般質疑）

診療報酬支払基金の審査事務にあたり紙レセプトによる負担増を問題視！

診療報酬支払基金では、基金改革の中で拠点の集約化が進められています。そのなかでコロナ禍を契機に、在宅での審査委員による審査や基金職員の審査事務を試行的に取り組んでいました。

取り組みの結果報告のなかで、紙レセプトを引き続き使用している医療機関が残っているせいで、在宅ではなく基金事務所に出所せざるを得ないことから、厚労省に対してこの問題を解決すべではないか質しました。

厚労省としては、紙レセプトを使用している医療機関の内訳ごとに対策を講じていく旨回答があり、先般成立した薬機法で推進するオンライン資格承認システムの導入促進もその一つとして取り組んでいくと答弁がありました。

また、今年１月から適用が始まっている改訂版流通改善ガイドラインについて、医薬品卸の現場では引き続き改善がみなられないことから、厚労省に対して個別の課題について尋ねました。

一部の薬局や医療機関では、在庫調整を理由に、過剰な発注や、急配要請、大量発注後の決算前の返品といった著しくモラルを欠いた返品があるいう声が上がっています。ガイドラインではこうした返品の是正を示しているにも係わらず、労組の調査では、薬局、医療機関側がガイドラインを理解しておらず、現状が変わっていないと窮状を訴えています。

厚労省としては、返品の実態について具体的な調査を実施していくことや、関係会議を夏までをメドに省内に設置していく旨答弁がありました。

現状のコロナ禍で供給調整業務に卸の皆さんは謀殺されていますので、早急な対応を求めました。

㉔5/18 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法等の一部を改正する法律案（参考人質疑）

消費者と事業者が協働して、カスタマーハラスメント対策推進を！

長年続いてきた消費者対事業者という対立構造が少しずつ変わりつつある、事業者の消費者志向が強まっており、そうした事業者が報われる社会にならないといけない、といったお話を参考人から伺いました。

そこで、消費者と事業者の協働をさらに進めるために、ともにカスタマーハラスメント対策を進めることの必要性について質問。有識者からは、消費者に限らずそれぞれの人に権利や自由があり不当に害してはいけない、こうしたことを消費者教育に盛り込んで充実させていくことが課題、とのご意見を頂きました。

㉕5/20 消費者問題に関する特別委員会
（消費者契約法等の一部を改正する法律案）

消費生活相談の被害救済の利便性向上を要求！

消費生活相談の現場からの要望として、もっと現場の被害救済に使いやすい制度にしてほしいとの声を取り上げ、消費者庁の対応を尋ねました。

消費者庁は、改正法施行までに逐条解説などで分かりやすく説明していくこと、将来に向けて、現行の枠組みにとらわれない抜本的な検討を行っていくと答弁しました。

また、２月に厚生労働省が発表したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルにおけるカスタマーハラスメントの定義について、消費者庁の認識を確認。消費者庁としても、マニュアルの記載に異論ないと回答しました。

参考人の意見も踏まえて、消費者と事業者による協働を一層進めるためにも、カスタマーハラスメント対策を消費者基本計画や消費者教育の基本方針に盛り込むことを提案しました。

㉖6/2 内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会
（児童福祉法等の一部を改正する法律案）

こども家庭庁設置法に厚労の立場から質問！

厚労省や文科省に散らばっている子供に関する施策を一元化するため、政府は新たに「こども家庭庁」を設置する法律案を提出しています。厚労省から移管される事務もあるため、法案審議をしている内閣委員会と合同で委員会が開催されました。

議会議事録や政府文書の中に「子供」「子ども」「こども」が入り混じっており、文書資料や質疑発言の意図するところが定かでなくなる懸念を指摘しました。大臣ならびに内閣府からは、法律上の表記でそれぞれの定義はものの、いずれにせよ子供を中心据えて施策を進めていきたいと答弁がありました。

次に、乳児院と児童養護施設の統合について尋ねました。保護を必要とする子どもの内、乳児は乳児院に入所しますが、月齢の移行に伴って児童養護施設に移行するため、乳児院を退所し職員と別れなければなりません。このことが心身の発達に影響をあたえる懸念から、統合をすべきとの質問をしました。いずれも、すぐに何かという回答は得られませんでしたが、乳幼児の移行については特段の配慮をしていくとの答弁でした。

また、家庭庁の設置により、従来一体で運用されている民生委員と児童委員のうち児童委員のみ移管されるため、現行でもなり手不足であることから、今後所管が分かれることなり手不足に拍車がかからないよう対応について尋ねました。野田大臣からは引き続き厚生労働省と共に周知に努める旨答弁がありました。

㉗6/2 厚生労働委員会
児童福祉法等の一部を改正する法律案（参考人質疑）

児童の一時保護に向けた司法審査の導入に向けて、現場の事務負担軽減を尋ねる

改正法のなかで、保護を必要とする児童が増加するなか、保護者との主張と児相が相反するケースもあり、司法による判断を制度化する内容が盛り込まれました。一方で、自治体とともに審査書類の作成にあたる法曹人材の不足から、医療機関で医師の代わりの医務関係の書類を作成する医療クラークを参考人、事務負担の軽減に向けた具体的な方策を尋ねました。

弁護士の浜田真樹参考人からは、パラリーガルの活用によって、特に保護件数の多い都市部では、司法審査のための書類作成に法曹資格は必ずしも必要ないと回答いただきました。

また、こども家庭庁の設置により児童委員の所管が移動するのに伴い、民間との連携についてどのような期待をもっているか所感を尋ねました。

参考人からは、地域の要保護児童対策協議会に主任児童委員が積極的に入ってもらうことで民間の立場から活躍を期待している点や、主任児童委員には地域を知るプロとして支援に携わってもらいたいと回答をいただきました。

㉘6/7 厚生労働委員会
（児童福祉法の一部を改正する法律案）

困難な世帯に対する支援について質問！

児童虐待の増加や子育てに困難を抱える世帯に対応するための、児童福祉法の一部を改正する法律案の質疑に立ちました。

関連の質疑として、全世代型社会保障構築会議などで政府が検討を進めている「勤労者皆保険」について尋ねました。厚生年金については被用者の拡大が前回の法改正で決まっていますが、これからの議論ということであれば撤廃に向けた検討を進めなければ意味がないと質しました。

厚生労働省からは、適用除外業種も含め撤廃の議論も排除せず検討していく旨回答がありました。

次に先日のこども家庭庁設置法の質疑につづき、民生委員と児童委員について質問をしました。地域からは自治体や委員の負担はもとより、委員の選任を実質的に担っている町会長の負担も含め成り手不足の懸念について確認をしました。

厚生労働省からは両委員の運営に変わりがないことや、自治体に向けてこども家庭庁設置後も懸念がおこらないよう周知に努める旨回答がありました。

また、国民民主党からヤングケアラー支援法案を提出しており、本改正案でも困難な世帯に対する支援にヤングケラアーが新たに対象に含まれることから、自治体に対する財政支援や、そうした児童の認定にあたって先行事例をはじめとするマニュアルの作成によって取り組みをサポートすべきではないかと質問をしました。

政府としても、質問で指摘のとおり自治体に対して財政支援や取り組みの支援に努める旨回答がありました。

208回国会は2022年６月17日に閉会しました。その直後に第26回参議院通常選挙が６月22日公示、７月10日投開票で行われました。

UAゼンセン組織内のかわいたかのり議員、堂込まきこさんの必勝を期して、私も力の限り走り回りました！

結果は…。

祝 当選

2022年7月10日　かわいたかのり議員
参議院比例区でみごと３期目の再選！！

祝 当選

堂込麻紀子さん
参議院茨城県選挙区 初当選！！

facebook　Twitter　instagram　Youtube　LINE

参議院議員 田村まみ事務所
〒100-8962　東京都千代田区永田町２－１－１　参議院議員会館910号室
TEL 03-6550-0910　　FAX 03-6551-0910